

平成 30 年度新規大学等卒業予定者の就職・採用活動日程

平成 30 年度新規大学等卒業予定者の採用・選考活動について、企業側の「採用選考に関する指針」、大学側の「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」により、平成 29 年度と同様、**広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始**されることとなっております。

これを受けて、石川労働局及び公共職業安定所（ハローワーク）では、平成 30 年度の新規大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていくこととしております。

なお、指針及び申合せの内容を踏まえた平成 30 年度の新規大学等卒業予定者の就職・採用活動の日程は以下のとおりです。

石川労働局

	大学側「申合せ」	企業側「指針」	公共職業安定機関の取扱い
インターンシップ (広報活動・選考活動とは別のもの)	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を踏まえ適切に対応	採用選考活動とは一切関係ないことを明確にして行う	—
インターネット等を通じた不特定多数向けの情報発信	—	(広報活動の日程の事前公表は可能)	—
広報活動 (採用を目的とした学生に対する企業情報等の発信) 例：企業説明会	3 月 1 日より前は会場提供や協力を行わない (3 月 1 日以降、大学等の協力の下に実施する場合、参加の有無がその後の選考に影響しないことを明示)	3 月 1 日以降 (学事日程に十分配慮) (告知・募集・実施段階において、広報活動として行われることを周知徹底)	—
求人受理	—	—	2 月 1 日以降
求人の学生への公開	—	—	4 月 1 日以降
職業紹介 選考活動 就職面接会	—	6 月 1 日以降	6 月 1 日以降
学校推薦	6 月 1 日以降	—	—
採用内定	10 月 1 日以降	10 月 1 日以降	(10 月 1 日以降)

※ ハローワークの求人公開日が昨年度の 6 月 1 日から 4 月 1 日に変更となりました。
これに伴い、求人受理が昨年度の 3 月 1 日から 2 月 1 日に変更となりました。